

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和8年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

多機能端末機により各種証明書を交付した場合の手数料の引下げを行うとともに、諸証明等の配達を取りやめに伴い所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成 12 年葉山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機により証明書の交付を受ける場合の手数料の額の特例）

- 4 令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの間に多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により証明等の交付を受ける場合における別表の規定の適用については、同表 1 の項、5 の項、6 の項及び 9 の項中「300 円」とあるのは「100 円」とする。

別表中「

14 諸証明等の配達	1 回につき 200円
------------	-------------

」を

「

14 削除	
-------	--

」に改め、同表

中備考 9 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

多機能端末機により各種証明書を交付した場合の手数料の引下げを行うとともに、諸証明等の配達を取りやめに伴い所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 多機能端末機による証明書交付の利用促進を図るため、多機能端末機により次に掲げる証明書の交付を受ける場合の手数料を、令和8年3月1日から令和9年5月31日までの間に限り、1通300円から1通100円に引き下げることとした。

ア 税に関する証明（町県民税課税（非課税）証明書及び所得証明書）

イ 印鑑登録証明書

ウ 住民票の写し

エ 住民票の記載事項に関する諸証明（住民票記載事項証明書）

(2) 諸証明等の配達を取りやめるに当たり、別表を改正することとした。

3 施行期日

この条例は、令和8年3月1日から施行することとした。ただし、諸証明等の配達に係る手数料の改正規定は、令和8年4月1日から施行することとした。

葉山町手数料条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p> <p>附 則 1～3（略） （多機能端末機により証明書の交付を受ける場合の手数料の額の特例）</p> <p>4 令和8年3月1日から令和9年5月31日までの間に多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により証明等の交付を受ける場合における別表の規定の適用については、同表1の項、5の項、6の項及び9の項中「300円」とあるのは「100円」とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事項</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15～50（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～8（略） （削る）</p>	手数料を徴収する事項	金額	1～13（略）		14 削除		15～50（略）		<p>○葉山町手数料条例 平成12年3月31日条例第6号</p> <p>附 則 1～3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事項</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～13（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 諸証明等の配達</td> <td style="text-align: center;">1回につき 200円</td> </tr> <tr> <td>15～50（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～8（略） 9 14の項の配達については、諸証明等の件数にかかわらず1戸1配達を1回とする。</p>	手数料を徴収する事項	金額	1～13（略）		14 諸証明等の配達	1回につき 200円	15～50（略）	
手数料を徴収する事項	金額																
1～13（略）																	
14 削除																	
15～50（略）																	
手数料を徴収する事項	金額																
1～13（略）																	
14 諸証明等の配達	1回につき 200円																
15～50（略）																	

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、別表の規定は、令和8年4月1日から施行する。